

# Ⅲ 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準

## 第1 品名の区別

指定可燃物のうち綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

### 1 綿花類

- (1) 天然繊維、合成繊維の別は問わず、羽毛もこれに該当すること。
- (2) 「トップ状の繊維」とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて一本一本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいうこと。
- (3) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当すること。
  - ① 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。
  - ② 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

### 2 木毛及びかんなくず

- (1) 「木毛」とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられる緩衝材や木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等が該当すること。
- (2) 「かんなくず」とは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいい、製材所等の製材過程に出る廃材、おがくず及び木端は該当しないこと。

### 3 ぼろ及び紙くず

繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れて廃棄されたもので、例えば、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いらなくなった衣類等が該当すること。

### 4 糸類

紡績工程後の糸及び繭で、天然、合成の別は問わず、例えば、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維系、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当すること。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当すること。

### 5 わら類

- (1) 俵、こも、なわ、むしろ等が該当すること。
- (2) 条例別表第8備考4の「乾燥藺（い）」とは、藺草（いぐさ）を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれること。
- (3) こも包葉タバコ、たる詰葉タバコ、製造タバコは、わら類に該当しないこと。

## 6 再生資源燃料

- (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがあること。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれること。

### ① RDF（Refuse Derived Fuel）

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ゴミ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

### ② RPF（Refuse Paper and Plastic Fuel）

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、形成、固化することにより製造されたもの。

### ③ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

- (2) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当すること。

## 7 可燃性固体類

- (1) 「可燃性固体類」とは、条例別表第8備考6により一定の要件（引火点、燃焼熱量、融点等）に該当するもので、例えば、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当すること。
- (2) 条例別表第8備考6の燃焼熱量及び融点についてはJIS K 2279「原油及び石油製品 — 発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定法」による。

## 8 石炭・木炭類

- (1) 「石炭」には、無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭等天然に産するもののほか、石炭を乾留して生産するコークスや粉状の石炭及び木炭を混合して形成した燃料である豆炭、練炭が該当すること。
- (2) 「木炭」は、木を焼いて人為的につくられたものが該当すること。
- (3) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないこと。

## 9 可燃性液体類

「可燃性液体類」とは、条例別表第8備考8（法別表第一備考第14号から第17号）により、危規則第1条の3に規定する第4類の危険物から除外されたもので、例えば、塗料、接着剤等が含まれること。

また、「動植物油類」については、条例別表第8備考8（法別表第一備考第10号及び第17号）により、一定の貯蔵条件により貯蔵されているものは、可燃性液体類に該当すること。

## 10 木材加工品及び木くず

- (1) 「木材加工品」とは、製材した木材、板、柱及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品が該当すること。
- (2) 原木や水中に貯蔵している木材は該当しないこと。
- (3) 丸太のまま使用する電柱材、木箱、建築用足場は該当すること。
- (4) 「木くず」とは、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端で、このうち軽く圧して水分があふれる程度に浸漬されたものは該当しないこと。
- (5) 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当すること。

## 11 合成樹脂類

- (1) 合成樹脂類とは、石油などから科学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。

熱可塑性樹脂	塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリステレンス等
熱硬化性樹脂	フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラニン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等

- (2) 条例別表第8備考9の「不燃性又は難燃性」の判断については、JIS K7201-2「プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法—第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法により酸素指数26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこと。

なお、一般的に製造されているPETボトルは、上記試験に基づく酸素指数が26以上であることから、PETボトルは指定可燃物の合成樹脂類には該当しないものであること。

- (3) 条例別表第8の「発泡させたもの」の判断については、内部の発泡率が概ね6以上のものをいい、梱包等に用いられる発砲スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当すること。
- (4) 合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）にあっては、合成樹脂の容積又は重量が50%以上を占めるものが該当すること。なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱うこと。

一般的に使用される合成樹脂の例	
酸素指数 26 未満の合成樹脂の例	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS) エポキシ樹脂 (EP) ※接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂 (UP) ポリアセタール (POM) ポリウレタン (PUR) ポリエチレン (PE) ポリスチレン (PS) ポリビニルアルコール (PVAL) ※粉状 (原料等) ポリプロピレン (PP) ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル酸樹脂)
酸素指数 26 以上又は液状の合成樹脂の例	フェノール樹脂 (PF) フッ素樹脂 (PFE) ポリアミド (PA) ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニルデン樹脂) ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂) ユリア樹脂 (UF) ケイ素樹脂 (SI) ポリカーボネイト (PC) メラミン樹脂 (MF) ※球状 (原料等) アルキド樹脂 (ALK)

(5) 条例別表第8備考9の「ゴム類」は、天然ゴム、合成ゴムの別を問わず、廃物ゴムを再利用するために加工した再生ゴムもこれに該当する。

なお、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当すること。

① 天然ゴム

ゴム樹から採取した乳状のゴム樹液(ラテックス)を精製したもので、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムであり、手袋や接着剤等に使用されるものをいうこと。

② 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物をいうこと。

合成ゴムの例	
スチレンブタジエンゴム (sBR)	ハイパロン
ニトリルブタジエンゴム (NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム (ケイ素ゴム)
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

### ③ 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで、自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等をいうこと。

(6) 不燃性又は難燃性ゴムには、シリコンゴム又はフッ素ゴム等があり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となるので留意すること。

(7) ゴム製品とは、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ、ゴルフボール等）であって、前(4)による場合が該当すること。

ただし、エポナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないこと。

また、フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）は、ゴム類に該当すること。

フォームラバーの例	
エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

(8) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にある全ての仕掛品をいうこと。

## 第2 指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場合の同一場所の扱い

1 可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）をタンクで貯蔵する場合については、少量危険物の取り扱いの基準の例によること。

2 可燃性液体類以外（以下「綿花類等」という。）については、次によること。

### (1) 屋外の場合

条例第34条に定める規定に基づき、集積されている場合には、その集積された部分ごととすること。

### (2) 屋内の場合

原則として建築物ごととすること。ただし、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根又は直上階の床とする。）が不燃材料で造られ、かつ、開口部に甲種防火戸が設けられている場合は、当該室ごととすることができること。

### 3 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

- (1) 2以上の異なる指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合には、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とすること。
- (2) 条例別表第8の同一品名欄に含まれ異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの物品を同一の品名として合算した数量とすること。
- (3) 第4類の危険物の動植物油類で、危規則第1条の3第7項第2号に定める方法により、貯蔵し、又は取り扱う場合は算定から除外すること。

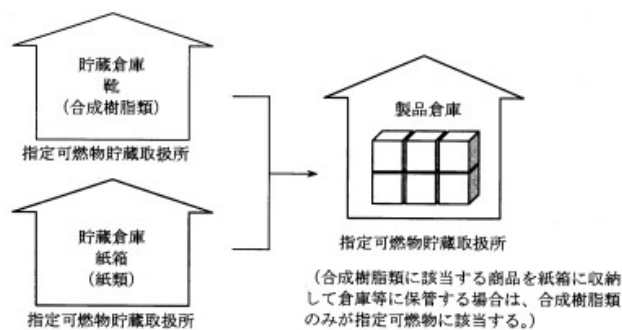
### 4 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

#### (1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

- ① 倉庫において貯蔵する場合
- ② 工場において製造、加工する場合並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合
- ③ 廃棄物として集積された指定可燃物で「ぼろ及び紙くず」以外のもの

#### (2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

- ① 一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等
- ② 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用しているもの
- ③ 店舗等で販売を目的にして陳列、展示しているもの
- ④ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材及び道路の舗装材等
- ⑤ 廃棄物として集積された「ぼろ及び紙くず」
- ⑥ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合



### 第3 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準（条例第33条、第34条）

#### 1 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準

##### (1) 防火上有効な塀

不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、施設全体を遮へいする幅及び高さを有すること。

##### (2) 防火上有効な隔壁

不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、小屋裏まで達すること。

##### (3) タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合

① 屋外において30倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危政令第11条の規定（特定屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）によること。

② 次に掲げる可燃性固体類等を30倍以上貯蔵し、又は取り扱うタンクには、全量以上の容量を収納できる流出防止措置を講じること。

ア 20℃で液状の可燃性固体類

イ 液状で貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類

③ 車両に固定されたタンク（容量が4,000リットルを超える場合）に可燃性固体類等を液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その内部を4,000リットル以下毎に厚さ3.2ミリメートル以上の銅板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で完全な間仕切りを設けること。

##### (4) タンク以外において貯蔵し、又は取り扱う場合

液状で貯蔵し、又は取り扱うもので、漏れた場合に固体となるものは、次の①又は②の基準によらないことができる。

① 屋外において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合・・・第31条の3第2項第2号

② 屋内において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合の床の構造・・・第31条の3の2第3号

##### (5) 可燃性液体類等の詰め替え

条例第31条の2第1項第16号アの例によること。

#### 2 綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準

##### (1) 標識板及び掲示板

条則別表第1及び別表第2によること。

##### (2) 荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置

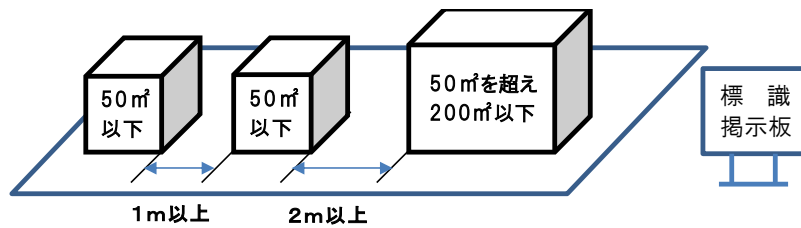
木製板、柵、ロープ、網等で固定すること。

##### (3) 廃棄、その他適当な措置

埋設又は燃焼焼却する場合には、他に危害をおよぼさない方法で行うこと。

##### (4) 廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類以外のものを集積する場合

① 集積単位の面積は、集積されている外側と地盤面との垂直に交わる点の地盤面における水平面により算定すること。

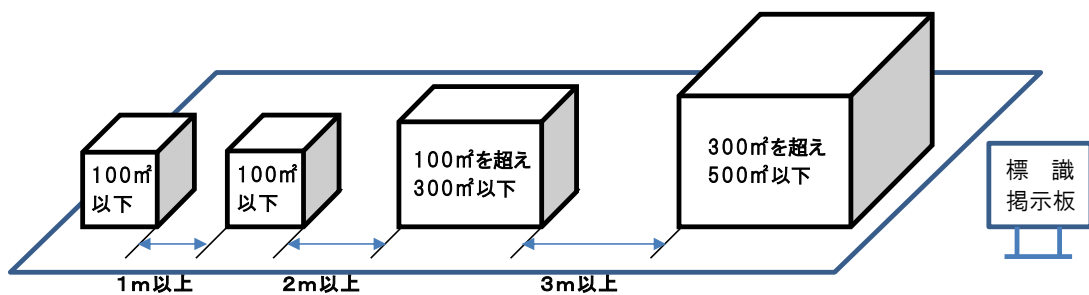


廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類以外のものを集積する場合

- ② 散水設備等は、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等とし、これらにより火災の拡大又は延焼拡大の防止が図られる場合は、表に掲げる距離を適用しないことができること。

(5) 合成樹脂類を集積する場合

- ① 集積単位の面積は、前(4)①による。



合成樹脂類を集積する場合

- ② 火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置は、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等とし、表に掲げる距離を適用しないことができること。
- ③ 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合  
延焼拡大等の危険性を考慮し貯蔵する場所と取り扱う場所とは、不燃材料又はこれに類する防火性能を有する材料で区画又は防火シャッター等により防火措置を講じること。
- (6) 火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置  
水幕設備、ドレンチャー設備若しくはスプリンクラー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置等を設けた場合をいうこと。



#### 第4 指定可燃物等貯蔵取扱所の消火設備の基準

指定可燃物を施行令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に定める消防用設備等を設置すること。

貯蔵取扱数量	設置すべき消防用設備等	適用法令
1倍以上	消火器	施行令第10条第1項第4号
500倍以上	大型消火器	施行規則第7条第1項
750倍以上（注1）	屋内消火栓設備	施行令第11条第1項第5号
1,000倍以上（注1、2）	スプリンクラー設備	施行令第12条第1項第6号
1,000倍以上（注3）	水噴霧消火設備	施行令第13条第1項
	泡消火設備	
	二酸化炭素消火設備	
	ハロゲン化物消火設備	
	粉末消火設備	
500倍以上	自動火災報知設備	施行令第21条第1項第7号

（注1） 可燃性液体類に係るものを除く。

（注2） 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分のうち、床面から天井までの高さが6メートルを超える部分にあつては、「放水型ヘッド等」とすること。

（注3）

指定可燃物類	消火設備
綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類、再生資源燃料又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの。	水噴霧消火設備、泡消火設備又は、全域放出方式の不活性ガス消火設備
ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。）又は石炭、木炭に係るもの。	水噴霧消火設備又は泡消火設備
可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの。	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
木材加工品及び木くずに係るもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、全域放出方式の不活性ガス消火設備又は全域放出方式のハロゲン化物消火設備